

業務仕様書

1 業務名

北区役所及び北区民センター除排雪業務

2 履行場所

- (1) 北区役所（札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1 番 1 号）
- (2) 北区民センター（札幌市北区北 25 条西 6 丁目 1 番 1 号）
- (3) 北区民センター臨時駐車場（札幌市北区北 24 条西 6 丁目 22 番地 118 号）

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 除雪範囲

別添図面のとおり

5 業務内容

(1) 除雪作業

ア 受託者は、別添図面に示す除雪箇所から一時集積所に集積すること。

イ 機械除雪範囲については、降雪量が 10cm 以上の場合若しくは翌朝までに 10cm 以上の積雪が見込まれる場合、タイヤショベル（1.4～2.0 m³）により行うこと。

ウ 人力除雪範囲については、降雪量が 10 cm 以上の場合若しくは翌朝までに 10 cm 以上の積雪が見込まれる場合に行うこと。

(2) 排雪作業

受託者は、別添図面に示す一時集積所に集積した雪を、委託者の指示に基づきダンプトラック 10 t 以上により、市の指定した最寄りの雪捨て場に運搬し、排雪すること。

<参考：過去 3 年間における除排雪実績>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
タイヤショベル（除雪）	81.83 時間	50.66 時間	60.66 時間
普通作業員（除雪）	235.66 時間	101 時間	172.33 時間
ダンプトラック（排雪）	209.33 時間	82.33 時間	121.66 時間

6 作業時間

(1) 月曜日～金曜日

原則として駐車場閉鎖時間から午前 8 時までとする。但し、委託者との協議により、左記以外の時間に行うことを可とする。なお、作業にあたっては、降雪量を勘案のうえ、駐車場開場の際に積雪による支障がないよう、時間を調整すること。

(2) 土・日曜日、祝祭日

原則として午後 10 時から午前 8 時までとする。ただし、委託者との協議により、左記以外の時間に行うことを可とする。

＜参考：北区役所及び北区民センターの開館状況＞

	開館時間	駐車場開場時間
北区役所	午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 ※ 土・日曜日、国民の祝日及び 年末年始（12/29～1 / 3）を 除く毎日	午前 8 時 15 分～午後 5 時 45 分 ※ 公務の都合により、開錠 時間が延長となる場合があ る
北区民 センタ ー	午前 8 時 45 分～午後 9 時 ※ 夜間延長有の場合、午後 10 時まで ※ 年末年始（12/29～1/3）を除 く毎日	午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 ※ 夜間延長有の場合、午後 10 時 30 分まで

7 業務報告

受託者は、作業の終了した翌日までに、除排雪業務報告書及び車両運転日報を委託者に提出し、委託者の検査を受けること。なお、車両運転日報には、車両運行記録紙＝チャート紙を添付すること。

また、完了届（役務－第 9 号様式）を毎月委託者に提出すること。

8 作業責任者

受託者は、業務の遂行に際し、従事者等の安全を確保するため、1 名の作業責任者を選任し、業務の監督にあたらせること。

9 緊急対応

受託者は、業務期間中は作業に見合うオペレーター等を常に確保し、業務員の指示、及び、作業を迅速に対応できる体制をとること。また、委託者の指示があるときは、ただちに機械車両を出動させ、作業にあたらせること。

10 事故防止

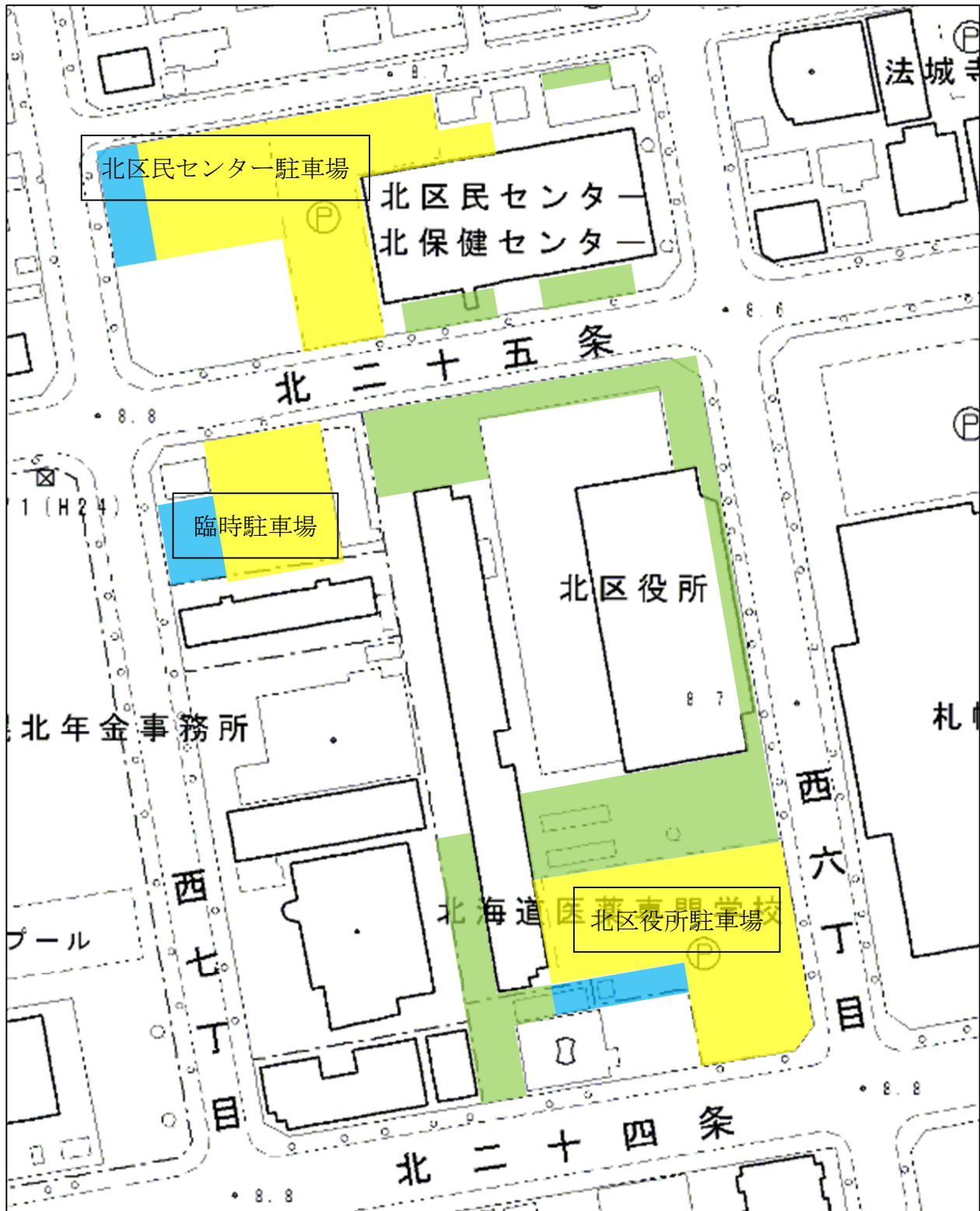
受託者は、作業にあたって、常に事故防止に万全を期すとともに、委託者及び第三者に損害を与えたときは、一切の責任を負うこと。

11 その他

(1) 受託者は、作業に必要な車両機械、作業用具等を自らの負担において常備させること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

北区役所及び北区民センター保健センター除雪場所図



- 機械除雪範囲
- 人力除雪範囲
- 一時集積場

課 長	係 長	係	検 査 員

除 排 雪 業 務 報 告 書

令和 年 月 日

作業責任者氏名 印	印
-----------	---

(北区役所・北区民センター)

従 事 者 氏 名	除 雪 箇 所	作業開始 時 間	作業終了 時 間	作 業 時 間	備 考
		:	:	:	
		:	:	:	
		:	:	:	
① 小 計				① :	

稼働業務車両	除 雪 箇 所	作業開始 時 間	作業終了 時 間	作 業 時 間 及 び 台 数	備 考
タイヤショベル		:	:	:	
② 小 計				② :	
ダンプトラック		:	:	:	
③ 小 計				③ :	

車両番号

(注) 1. 作業欄は作業現場での実作業時間を記入すること。
2. 移動欄はステーション(機械置き場)等 ← → 作業現場 ← → 作業現場への移動時間を記入すること。
3. 修理欄は仕業(始業、終業)点検含む。
4. 休憩時間は記入しない。
5. 待機欄は上記1から4までに属さない時間を記入する。

```
graph LR; A[チャート紙] --- B[記事];
```

車 両 関 係 記 事	運 転 手 ・ 助 手	
-------------	-------------	--